

2019年10月18日

各 位



台風19号に伴う停電地域にお住まいのお客さまに対する 電気料金等の特別措置について

このたびの台風19号に伴い、被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
当社は、災害救助法が適用された地域にて被災されたお客さまよりお申し出があった際に、
下記のとおり特別措置を実施いたします。

記

1. 対象者 当社と電気のご契約をされているお客さま

2. 対象地域

国の定める災害救助法の適用地域（都道府県別では、岩手県6市5町3村、宮城県14市20町1村、福島県12市26町12村、茨城県20市3町、栃木県10市4町、群馬県11市11町4村、埼玉県21市18町1村、東京都6区15市3町1村、神奈川県11市7町1村、新潟県3市、山梨県10市6町4村、長野県16市14町14村、静岡県1市1町）および当該地域に隣接する地域となります。（適用地域の詳細は別紙をご参照ください。）

◆参考

内閣府発表_災害救助法の適用状況

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

* 「災害救助法の適用都道府県」は、適宜更新されますので、最新の状況については、「内閣府発表_災害救助法の適用状況」をご参照ください。

3. 特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日の延長 ※1

2019年9月、10月、11月および12月料金計算分の支払期日を各々1か月間延長します。（9月分については、支払期日が災害救助法の適用日（10月12日）以降となる地域にお住まいの方が対象となります。）

(2) 不使用月の電気料金の免除

被災日が属する料金計算月の翌月から6か月間に限り、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金を免除します。

(3) 工事費負担金の免除 ※2

被災されたお客さまが、被災時と同じ契約内容で2020年4月末日までに電気の使用を申し込まれる場合には、工事費負担金を免除します。

(4) 臨時工事費の免除 ※2

被災されたお客さまが、2020年4月末日までに再建等のために臨時の電気の使用を申し込まれる場合には、臨時工事費を免除します。

(5) 使用不能となった電気設備に相当する基本料金の免除

電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、被災日から 2020 年 4 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

(6) 諸工料の免除 ※2

被災されたお客さまが、2020 年 4 月末日までに、引込線、計量器等の取付位置の変更を行う場合には、それに伴う諸工料を免除します。

※1 支払期日とは、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目をいいます。

※2 工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客さまへ電気を供給

するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

4. 特別措置の申込方法

特別措置の実施をご希望されるお客さまは、当社までご連絡ください。

お問合せ先

ミツウロコグリーンエネルギー株式会社
住所：東京都中央区日本橋二丁目 11 番 2 号
電話 03-6758-6311 受付時間：9：00～17：30